

ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の制定手続に関する規定 (試行)

2015年4月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国商務部令 2014 年第 7 号、「ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の制定手続に関する規定（試行）」の公布

【発布機構】 中華人民共和国商務部
【発布番号】 商務部令 2014 年第 7 号
【発布日】 2014-12-24
【実施日】 2015-04-01

「ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の制定手続に関する規定（試行）」は既に 2014 年 12 月 1 日の商務部第 32 回部務会議で審議、可決されたため、それを発布し、2015 年 4 月 1 日より施行するものとする。

部長：高虎城
2014 年 12 月 24 日

ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の制定手続に関する規定（試行）

第 1 条 ネット通販の健康的発展を促進し、第三者プラットフォームに頼るネット通販活動における各主体の合法的權益を保護し、公共利益を守り、公共情報サービスを強化するために、関連法律法規に基づき、本規定を制定する。

第 2 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が取引規則を制定、修正、実施する際に本規定を遵守しなければならない。

第 3 条 本規定に言う「取引規則」とは、ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が制定、修正、実施するプラットフォームのサービスを利用する不特定主体に適用し、社会公共利益に係わる公に発表する規則を指す。

本規定に言う「ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者」とは、他の事業者によるネット通販にバーチャルな経営場所と関連サービスを提供し、且つ中華人民共和国内で事業をする法人及びその他の組織を指す。

本規定に言う「ネット通販」とは、インターネットを媒介として消費者に商品を販売し又は営利サービスを提供する行為を指す。

第 4 条 ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の制定、修正、実施は「公開、公平、公正」の原則に従い、法律と行政法規を遵守し、社会論理を尊重しなければならない。社会の経済秩序を攪乱し、社会の公共利益を害してはならない。

第 5 条 商務部は、ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の届出システムの構築を担当する。省、自治区、直轄市の商務主管部門（以下、「省級商務主管部門」という）は、ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の届出等日常的管理を担当する。

第 6 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が制定、修正、実施する下記の取引規則は、本規定に従って公示するとともに、届け出なければならない。

(1) 基本的規則。ネット通販事業者と消費者が第三者プラットフォームに登録する規

則及び取引の成立、有効性と履行に関する基礎的規則を指す。

(2) 責任とリスク分担規則。ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者がネット通販事業者と消費者に対し民事責任を負う、又はその責任を免除される規則とリスク分担の規則を指す。

(3) 知的財産保護規則。知的財産を保護する、及び模倣・粗悪商品を防止するための規則を指す。

(4) 信用評価規則。ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が取引双方に信用評価サービスを提供し、取引双方の信用状況を収集、記録、開示する規則を指す。

(5) 消費者権益保護規則。消費者の知る権利、合理的な返品権、賠償を得る権利等の合法的権益、消費者の個人情報及び取引履歴を保護するための規則を指す。

(6) 情報開示規則。ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者がネット通販事業者に対し実名登録を実施し、その法定営業資格を審査するための規則を指す。

(7) 違法情報防止・制止規則。ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者がそのプラットフォームで国の法律法規規定に違反する商品、サービス情報、ネット広告等を発表するのを防止、制止するための規則を指す。

(8) 取引紛争解決規則。ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者がネット通販事業者と消費者との間の紛争を解決するメカニズム及び規則を指す。

(9) 取引規則の適用規定。取引規則の適用対象、範囲と期限に関する規定を指す。

(10) 取引規則の修正規定。取引規則の変更、修正の手續と方式に関する規定を指す。

(11) その他の必要な取引規則又は規則に関連する措置。

第7条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が取引規則を制定、修正するに当たって、ホームページの目立つ位置に公に意見を募集し、取引規則の利益関係者が速やかに、十分にそれを知った上で意見を表明できることを確保する合理的な措置を取り、合理的な方式により受けた意見及び回答した処理意見を発表しなければならない。意見を募集する期間は、7日を下回ってはならない。

第8条 下記のいずれかに該当する取引規則について、公に意見を募集しなくてもよい。

(1) 法律法規の要求に適合するために修正する取引規則。

(2) 省級人民政府関係部門の要求に応じ、消費者の権益を保護するために、緊急措置を取る必要がある取引規則。

第9条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者は、取引規則が実施される7日前に、ホームページの目立つ位置にそれを掲載しなければならない。但し、営業秘密に係わるものはこの限りではない。

第10条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が制定、修正、実施する取引規則がネット通販事業者と消費者に対し重大な影響を及ぼす場合、合理的な移行措置を制定しなければならない。

第11条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者は自発的に合理的な方式を取って、利益関係者が実施される取引規則の内容を全面的で便利に把握するのを保障し、ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者や利益関係者の責任を免除・制限する内容への注意を喚起しなければならない。

ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者は利益関係者の要求に従って、申請を受け取った日から 7 日以内に合理的な方式で取引規則について説明しなければならない。

第 12 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者は、取引規則が実施された後 7 日以内に、自らネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の届出システムにログインし、本規定に掲げた取引規則、公衆から募集した意見及び意見への返答処理状況を提出しなければならない。

第 13 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者はその取引規則を修正するに当たって、本規定第 12 条の要求に従って修正部分を改めて届け出なければならない。

第 14 条 商務主管部門は、ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の届出システムを通じて、届け出られた取引規則の公的検索サービスを無料で提供する。

第 15 条 如何なる事業者や個人も、ネット通販のための第三者プラットフォームの取引規則の届出システムを通じて、ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者所在地の省級商務主管部門に、本規定に違反する取引規則を通報することができる。

省級商務主管部門は、通報内容が本部門の職責に属すると確定した場合、法により速やかに処理しなければならないが、本部門の職責に属さない場合、速やかに関係部門に移送しなければならない。

第 16 条 国は、業界団体が業界規範・自律を行い、届け出られた取引規則について意見を表明し、ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者とのインタラクティブメカニズムを確立し、第三者プラットフォーム取引規則の標準化と規範化を推進するのを奨励する。

第 17 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者に下記のいずれかの事情がある場合、通報により、所在地の省級商務主管部門はそれに対し行政指導意見書を発行することができる。

(1) 本規定第 11 条に従って利益関係者に対し責任の免除や制限という内容への注意を喚起しなかった。

(2) 本規定に従って取引規則を届け出なかった。

(3) 届出情報が完全、真実ではなかった。

第 18 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が本規定に従って取引規則を制定、修正、実施しなかった場合、所在地の省級商務主管部門は職権により期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合、警告するとともに、社会一般に公布する。

第 19 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が制定、修正、実施する取引規則は社会の公共利益を害することにより、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追究する。

第 20 条 ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者が本規定第 12 条、第 13

条に違反し、届け出なかった、又は虚偽の届出情報を提出した場合、所在地の省級商務主管部門は職権により期限を定めて是正を命じる。是正を拒否した場合、警告するとともに、社会一般に公布する。

第21条 商務主管部門及びその職員が本規定に違反し、職責の履行を拒否した場合、法に従って処分を与える。犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第22条 本規定の施行日前に既に実施され取引規則については、ネット通販のための第三者プラットフォーム事業者は、本規定が施行された日から60日以内に届け出なければならない。

第23条 本規定は2015年4月1日より施行する。

出所：

2015年2月13日付け中華人民共和国商務部ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/g/201502/20150200898124.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。